

弁護士法人の業務停止期間中における業務規制等について弁護士会及び日本弁護士連合会のとるべき措置に関する基準

(平成十三年十二月二十日理事会議決)

改正 平成一九年 三月一五日

(目的)

第一 本基準は、弁護士会及び日本弁護士連合会(以下「弁護士会等」という。)から弁護士法(以下「法」という。)第五十七条第二項第二号に定める懲戒の処分を受けた弁護士法人(以下「被懲戒弁護士法人」という。)の業務停止期間中における業務規制等について、弁護士会等のとるべき措置を定め、もつて、国民の弁護士、弁護士法人及び弁護士会等に対する信頼並びに懲戒制度の実効性を確保すると共に処分の適正・公平な運用を図ることを目的とする。

(業務規制等の範囲・説示)

第二 弁護士会等は、処分の告知にあたり、被懲戒弁護士法人に対し以下の各号に定める事項及び弁護士会が別に定める規制措置について説明し、その遵守を説示しな

ればならない。

A 弁護士法人全体の業務停止のとき

(事件等の取扱等)

一 被懲戒弁護士の業務停止期間中における業務規制等について弁護士会及び日本弁護士連合会のとるべき措置に関する基準(平成四年一月十七日理事会議決、以下「弁護士措置基準」という。)(第二の一から六までは、「被懲戒弁護士」を「被懲戒弁護士法人」と読み替えて、被懲戒弁護士法人に準用する。

被懲戒弁護士法人の社員等は、法第三十条の六に基づき選任された事件は、辞任しなければならない。ただし、業務停止の期間が一月以内の場合であつて弁護士法人が当該事件を解除しないことができ、かつ解除しない場合はこの限りでないが、弁護士法人の業務停止期間中は、当該事件の業務を行うことはできない。

(指定の取扱)

二 被懲戒弁護士法人の業務停止の期間が一月以内であつて依頼者が指定の継続を求めるときは、被懲戒弁護士法人の社員は、指定を継続して業務停止期間満了後に再び業務を行うことができる。

(復代理人等の監督)

三 被懲戒弁護士法人は、使用人である弁護士及び処分を受ける前に選任した復代理人に対し指示、監督をしてはならない。

(法律事務所の管理行為等)

四 被懲戒弁護士法人は、法律事務所の管理行為、賃貸借契約の継続並びに使用人である弁護士及び従業者との雇用契約等を継続することができる。

(法律事務所の使用)

五 被懲戒弁護士法人及びその社員等は、被懲戒弁護士法人の業務を行うためにその法律事務所を使用してはならない。

被懲戒弁護士法人の社員又は使用人である弁護士(以下「社員等」という。)が、法第三十条の第十九条第二項に抵触しない場合に、被懲戒弁護士法人の法律事務所を使用することを妨げない。

(法律事務所表示の除去)

六 被懲戒弁護士法人は、直ちに法律事務所であることを表示する表札、看板等の一切の表示を除去(表示としての機能を失わせる措置一般をいう。)しなければならない。ただし、被懲戒弁護士法人が業務の停止処分中であること及びその期間を、弁護士会の指示する

- 3 -

方法で表示することにより、除去にかえることができる。

(名刺等の使用)

七 被懲戒弁護士法人の社員等は、被懲戒弁護士法人の社員等として使用する名刺並びに被懲戒弁護士法人の法律事務所名を表示した事務用箋及び封筒を自ら使用し又は他に使用させてはならない。

(弁理士、税理士業務、省令業務)

八 被懲戒弁護士法人は、弁理士及び税理士の業務並びに法第三十条の五に基づく法務省令(以下「法務省令」という。)に定める業務を目的としている場合であっても、業務停止の期間中は、これら業務を行うことができない。

(社員等の個人としての法律事件等の取扱)

九 被懲戒弁護士法人の社員等は、業務停止の前から自ら受任(法第三十条の六に基づく選任に係る受任を含む。)していた法律事件及び顧問契約(以下「法律事件等」という。)の業務は行うことができる。

被懲戒弁護士法人の社員等は、被懲戒弁護士法人が解除すべき、又は解除した法律事件等を、個人として引き継いで行うことはできない。ただし、法第三十条

- 4 -

の十九第二項に抵触しない場合であつて、かつ依頼者が受任を求めるときはこの限りでない。この場合において当該社員等は、依頼者に対して委任を求める働きかけをしてはならずまた、受任する場合には、依頼者から、業務停止にかかる説明を受けて委任した旨の書面を受領しなければならない。

(法律事務所を設置等の禁止)

十 被懲戒弁護士法人は、業務停止の期間中は、法律事務所を設け、又は移転してはならない。

B 弁護士法人の一部の法律事務所の業務停止のとき

(事件等の取扱等)

一 被懲戒弁護士法人は、業務停止に係る法律事務所が主として業務を行う法律事件等について依頼者との委任契約及び顧問契約を解除しなければならない。この場合は、弁護士措置基準第二の一から三及び五は、「被懲戒弁護士」を「被懲戒弁護士法人」と、弁護士措置基準第二の四は、「被懲戒弁護士」を「業務停止に係る弁護士法人の法律事務所」と読み替えて、被懲戒弁護士法人に準用する。ただし、依頼者が弁護士法人の他の法律事務所が業務を行うこととして契約の継続を求める場合は、解除をしないことができる。この場合

において、当該弁護士法人は、依頼者に対して契約の継続を求める働きかけをしてはならず、契約を継続する場合には、依頼者から、業務停止にかかる説明を受けて契約を継続する旨の書面を受領しなければならない。

業務停止に係る法律事務所を登録事務所とする社員等は、法第三十条の六に基づき選任された事件は、辞任しなければならない。ただし、業務停止の期間が一月以内の場合であつて弁護士法人が当該事件を解除しないことができ、かつ解除しない場合はこの限りでないが、弁護士法人の業務停止期間中は、当該事件の業務を行うことはできない。

(指定の取扱)

二 業務停止に係る法律事務所の社員と依頼者との間の指定関係は、これを終了させなければならない。ただし、業務停止の期間が一月以内であつて依頼者が指定の継続を求めるときは、指定を継続して業務停止期間満了後に再び業務を行うことができる。

(復代理人の選任等)

三 被懲戒弁護士法人は、法律事務所業務停止により解除すべき法律事件等について、新たに復代理人を選

任してはならない。業務停止にかかる法律事務所を登録事務所とする社員等を新たに加入させ、又は雇用してはならない。

(復代理人等の監督)

四 業務停止に係る法律事務所を登録事務所とする社員等は、使用人である弁護士及び処分を受ける前に選任した復代理人に対し指示、監督をしてはならない。

(法律事務所の管理行為等)

五 被懲戒弁護士法人は、業務停止に係る法律事務所の管理行為、賃貸借契約の継続並びに当該法律事務所を登録事務所又は就業場所とする使用人である弁護士及び従業者との雇用契約等を継続することができる。

(法律事務所の使用等)

六 被懲戒弁護士法人及び社員等は、業務停止に係る法律事務所を、被懲戒弁護士法人の業務を行うために使用してはならない。

業務停止に係る法律事務所を登録事務所とする社員等が、法第三十条の十九第二項に抵触しない場合に、当該法律事務所を使用することは妨げられない。

(業務停止中の表示)

七 弁護士法人は、業務停止に係る法律事務所につき、

直ちに法律事務所であることを表示する表札、看板等の一切の表示を除去(表示としての機能を失わせる措置一般をいう。)しなければならない。ただし、当該法律事務所が業務の停止処分中であること及びその期間を、弁護士会の指示する方法で表示することにより、除去にかえることができる。

(名刺等の使用)

八 業務停止に係る法律事務所を登録事務所とする社員等は、被懲戒弁護士法人の社員等として使用する名刺並びに当該法律事務所名を表示した事務用箋及び封筒を自ら使用し又は他に使用させてはならない。

(弁理士、税理士業務、省令業務)

九 業務停止に係る法律事務所は、被懲戒弁護士法人が弁理士及び税理士の業務、法務省令に定める業務を目的としている場合であっても、業務停止の期間中は、これらの業務を行うことができない。

(社員等の個人としての法律事件等の取扱)

十 業務停止に係る法律事務所を登録事務所とする社員等は、業務停止の前から自ら受任(法第三十条の六に基づく選任に係る受任を含まない。)していた法律事件等の業務は行うことができる。

業務停止に係る法律事務所を登録事務所とする社員等は、弁護士法人が解除すべき、又は解除した法律事件等を、個人として引き継いで行うことはできない。

ただし、法第三十条の十九第二項に抵触しない場合であつて、かつ依頼者が受任を求めるときはこの限りでない。この場合において、当該社員等は、依頼者に対して委任を求める働きかけをしなければならず、受任する場合には、依頼者から、業務停止にかかる説明を受けて委任した旨の書面を受領しなければならない。

(法律事務所の設立等の禁止)

十一 被懲戒弁護士法人は、弁護士会の地域内のすべての法律事務所について業務停止の懲戒処分を受けたときは、業務停止の期間中は、その地域内において法律事務所を設け、又は移転してはならない。

(指導監督)

第三 弁護士会等は、弁護士法人及びその社員等が本基準及び弁護士会等の定める規制措置を遵守するよう指導、監督しなければならない。

(弁護士会の定める規制)

第四 弁護士会は、必要ある場合は、弁護士法人に対する業務停止（法律事務所の業務停止を含む。）の期間中に

- 9 -

おける業務の規制及び弁護士会のとるべき措置について、本基準に準じ別に定めることができる。

(施行期日)

第五 この基準は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月一五日改正）

第二のAの第五項及び第九項並びにBの第六項及び第十項の改正規定は、理事会の承認があつた日（平成十九年三月十五日）から施行する。

- 10 -